

## 第25節 パッケージ型消火設備

### 1 用語例

- (1) 格納箱とは、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火剤貯蔵容器、起動装置及び加圧用ガス容器等を格納した箱をいう。
- (2) 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に定める出入口をいい、同号ハ中括弧書きで除かれている出入口を含む。

### 2 機器

パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。◆

### 3 設置できる防火対象物の要件

パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。）第3によるものであること。

なお、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」については、第2章第1節第8「火災の時に煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所の基準」によること。

### 4 設置及び維持に関する技術上の基準

設置及び維持に関する技術上の基準は、12号告示第4によるほか、次によること。

- (1) パッケージ型消火設備の設置位置は、廊下、通路又は階段付近等で多数の目にふれやすく、すみやかに操作ができる場所。
- (2) 階段又は避難口等の出入口等が容易に見通せる場所であり、開口部付近に設けること。  
なお、当該開口部が自動ドアである場合は、自動火災報知設備の作動と連動して開放する措置を講じたものであること。また、電気錠等である場合は、自動火災報知設備の作動と連動して開錠するものであること。◆
- (3) 各階の区画に状況、什器・荷物等のレイアウト計画及び規模等により歩行距離で有効に消火できるよう配置すること。この場合歩行距離の有効長さは、設置される格納箱に収容されているホースの長さとする。
- (4) 格納箱は機器に応じて、確実に固定すること。

### 5 灯火及び標識

灯火及び標識等は12号告示第4第5号の規定によるほか、次によること。

- (1) 赤色の灯火は、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できるように設けること。
- (2) パッケージ型消火設備の格納箱に、自動火災報知設備の発信機及び表示灯を設ける場合は、赤色の灯火を設けないことができる。
- (3) パッケージ型消火設備の格納箱の扉面の裏面には、操作の各手順を図示するとともに簡略な説明文等を示す表示シールを貼付すること。